

沖縄県戦後 80 周年平和祈念シンボルマークデザイン募集要項

来年は、沖縄戦終結から 80 周年を迎えます。

戦後 80 周年という節目に、沖縄県では、沖縄戦の実相・教訓を次世代に正しく継承し、平和を希求する「沖縄のこころ」を広く発信していく象徴として、沖縄県戦後 80 周年平和祈念シンボルマークのデザインを以下のとおり募集します。

1 募集期間

令和 6 年 11 月 29 日（金）から令和 7 年 1 月 5 日（日）17:00 まで

2 募集概要

(1) 内容


沖縄県の戦後 80 周年平和祈念事業を幅広く PR できるシンボルマーク

(2) 要件

ア 沖縄戦の実相・教訓を踏まえて、国内外に向けて世界の恒久平和を祈念することを連想させるデザイン

イ 沖縄が「戦後 80 周年」であることを表現した親しみやすいデザイン

ウ 沖縄県章※の表面に文字、図形、記号等を配することは避けること（県章及び県旗取扱要領（昭和 60 年 10 月 25 日知事決裁）第 1 県章について 3. 県章の用途において、県章の表面に文字、図形、記号等を配することは避けることとされている）。

※ 沖縄県章の図柄は右のとおりです。 

エ 年齢、性別、国籍、身体能力等の個人差に関わらず、できるだけ多くの人に情報が伝わるよう配慮したりするなど、ユニバーサルデザインを心掛けたデザイン

オ 応募者が創作し未発表であり、第三者の著作権などの権利を侵害しないもの

カ 色数は 7 色までとし、拡大・縮小・単色（白黒、コピーを含む）での使用も考慮したもの

キ 応募点数は 1 人 3 点以内

3 応募資格

沖縄県内在住者、沖縄県出身者

4 応募方法

電子申請のみ

・下記 URL より提出。

(<https://www.pref.okinawa.lg.jp/heiwakichi/jinken/1008269/1031775.html>)

・作品のデータは容量 5 MB 以内、解像度は 3 5 0 d p i 程度、形式は PDF、J P E G、G I F、P N G のいずれかとする。

5 選定方法

(1) 一次審査

沖縄県戦後 80 周年平和祈念シンボルマークデザイン選定委員会において、全応募作品の中から 10 作品程度選出します。

(2) 二次審査・投票

一次審査で選出された作品を対象に令和 7 年 1 月下旬～令和 7 年 2 月中旬の期間、電子申請による一般投票を実施し、得票数の最も多かった 1 作品を採用

※最多得票数が同票となった場合は、同票獲得した作品の中から選定委員会により決定します。

※審査状況等に関する問い合わせには応じられませんので、予めご了承ください。

6 結果発表

2 月下旬予定

- ・採用作品を沖縄県ホームページにて公開し、採用作品の応募者には別途通知します。
- ・表彰式の予定はございません。予めご了承ください。

7 賞金

5 万円（採用作品の応募者 1 名）

※18 歳未満の場合は親権者の同意を得た上で、賞金又は同額の図書カードを授与します。

8 採用作品の活用

- (1) 沖縄県戦後 80 周年平和祈念に関するポスター、パンフレット等の印刷物、グッズやサイト等の広報媒体での使用
- (2) その他、県が認める事業等での使用

9 応募にかかる留意事項

- (1) 応募にかかる費用（制作・提出費用等）はすべて応募者の負担とします。
- (2) 応募作品の返却は行いません。
- (3) 失格となる場合
 - ・提出書類に虚偽の記載をした場合
 - ・提出期限内に所定の書類を提出しなかった場合
 - ・募集要項の条件を満たしていない場合
- (4) 個人情報の取扱い
 - ・応募者の個人情報は、応募作品の選考、採用通知、採用作品の発表、賞の授与のために使用します。
 - ・採用作品の応募者名及び住所（市区町村まで）は原則として公表します。

(5) 著作権に関する事項

- ・応募作品は、応募者が創作した未公表の作品とします。
- ・応募作品は、第三者が著作権等の権利を有している著作物等を利用していないものとします。
- ・応募者は、応募作品の商標・意匠の出願・登録をしないこととします。
- ・応募者は、応募事業の紹介や記録のために沖縄県が応募作品を利用することを認めることとします。

10 採用作品及び応募者にかかる留意事項

(1) 著作権等の取扱い

- ・採用作品の応募者は、当該作品の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に定められた権利を含む。）をはじめ知的財産権を沖縄県に譲渡するものとします。
- ・採用作品の応募者は、名誉・声望を害しない方法による改変利用について認めるものとし、著作者の人格権のうち、同一性保持権（著作権法第 20 条）を含む一切の著作権を行使しないものとします。
- ・応募者は、採用作品の沖縄県による商標・意匠の出願・登録をすることを認めることとします。
- ・採用作品に対し、第三者から権利侵害などの損害賠償が提起された場合は、沖縄県では一切の責任を負いかねます。応募者自らの責任と費用で解決してください。また、沖縄県が損害を被った場合は、損害を賠償していただきます。

(2) 取り消しとなる場合

下記の事項に該当する場合は、決定後であっても決定の取り消し、賞金の返還をしていただく場合があります。

- ・作品の中に第三者が著作権等の権利を有している著作物等を利用していることが判明した場合
- ・作品が既発表のデザインと同一又は酷似していた場合
- ・応募者の作品ではないことが判明した場合
- ・本要項 2 ページ 9 応募にかかる留意事項の(3)失格となる場合に該当することが後日判明した場合

(3) その他の事項

- ・募集要項に記載された事項以外について取り決める必要が生じた場合は、沖縄県の判断により決定します。
- ・採用作品については、応募者と協議の上シンボルマークとして使用する上で必要な補正等をお願いすることがあります。

11 問い合わせ先

沖縄県知事公室 平和・地域外交推進課

メールアドレス：aa071706@pref.okinawa.lg.jp

※応募者は、応募の時点で本募集要項のすべての記載内容に同意したものとします。